

2024年2月27日

各位

株式会社オウケイウェイヴ
代表取締役社長 杉浦 元
(コード番号：3808 名証ネクスト)
問い合わせ先 経営管理担当執行役員 櫻井 英哉
電話番号 03-6823-4306

(開示事項の経過) 当社に対する訴訟の判決に関するお知らせ

当社は、2023年1月10日付「株式会社スーツによる当社に対する訴訟の提起に関するお知らせ」(以下、「2023年1月10日開示」といいます。)にて公表しております、株式会社スーツ(以下「スーツ社」といいます。)から提起された業務委託料等請求訴訟(以下「本訴訟」といいます。)につきまして、2024年2月22日に東京地方裁判所より判決が言い渡され、本日、判決正本を受領いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 判決のあった裁判所及び年月日

- (1) 裁判所：東京地方裁判所
- (2) 判決年月日：2024年2月22日

2. 判決に至るまでの経緯

2023年1月10日開示のとおり、新経営陣に交代し、当時の前経営陣とスーツ社とのやりとりが判然としない中で、残金の支払いを行うためには相応の確認作業が必要であると考え、請求の前提となる時間ベースの活動記録等、役務提供内容の詳細について、スーツ社に対して説明を求めてまいりましたが、その説明がほぼなされることはなく、スーツ社より、2022年10月13日に残金10,934,020円を対象とする仮差押えがなされ、同年12月15日に、残金10,934,020円及びこれに対する2022年9月1日から支払済みまで年3分の割合の利息金の支払いを求める本訴訟が提起されておりました。

これに対し、当社は、スーツ社の稼働明細表の記載内容は信用性がないと主張し、同社の主張を争うとともに請求棄却を求めておりました。

3. 訴訟を提起した者の概要

株式会社スーツ
代表取締役 小松 裕介

4. 判決の内容

- (1) 被告は、原告に対し、1093万4020円及びこれに対する令和4年9月1日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。
- (2) 訴訟費用は、被告の負担とする。
- (3) この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

5. 今後の見通し

当社としましては、本訴訟の判決に対し、控訴するか否かを含めて対応を社内協議して参ります。2023年1月10日開示にてお知らせいたしましたとおり、請求残金の10,934,020円につきましては、2023年6月期第1四半期決算で費用認識しているため、当社の業績に与える影響は現段階ではないものと判断しておりますが、今後、開示すべき事項が発生した場合は速やかにお知らせいたします。

以 上